

# 玉賠ネットワーク

NO.200  
2023.3.18

通信発行：奇数月 定例会：偶数月第1木曜 編集工房「朔」  
年会費：2000円 郵便口座：国賠ネットワーク 00200-2-6473



<https://kokubai.net/>  
infodesk@kokubai.net

## 自分のいる風景の中で

ぼく自身の国賠裁判は敗北までに 18 年かかった。東京地裁・高裁と勝利したあと、国側が上告した第 1 次最高裁は差戻し判決まで 6 年間も放って置かれた。その東京高裁での差戻し審の中で、国賠ネットワークが構想された。「沖縄ゼネスト松永国賠」が呼びかけ、同じく刑事無罪から国賠を提訴していた「総監公舎爆破未遂事件」、「富士高放火事件」などが集まって 1989 年の 9 月に結成された。同月、「国賠ネットワーク通信 0 号」が、妻の手書きとそのコピーによって、発行された。

無罪判決の証拠のほとんどが、検察証拠の中にあったぼくの事件は、事実関係で負けるはずはなかった。だが請求の棄却が確定的な差戻し審の中にあって、この鬭いだけで『冤罪を止め人権を築く』ことの限界を、痛切に思い知った。

「国賠」の本当の意味を社会全体に知ってもらうこと、こうした理解や意識の変革がなければ、個人は公権力に永久に勝てない。やるべき課題は山ほどもあり、国賠法4条の民法規定を何とかせねば。日本の偏狭な人権感覚に対して、国連など世界の常識からの圧力をかける必要もあるだろう。そして何より、「金取り裁判」という社会的評価の中で孤立しがちな国賠を繋いでいく糸、希望としてのネットワークがどうしても必要であったからだ。

だが相変わらず、人間を大切にする社会にはなっていない。性差による社会的な不均衡は、日本は世界の最底辺にあるという。難民の認定や人権保護についても世界標準を下回る低級国。子供の貧困率も、若者が自分を好きになる自己肯定感も、先進国で最低である。そんな社会で、個人の人権・尊厳を盾にして闘う国賠は至難であるだろう。

ぼくの国賠判決の報道があり、「国に350万円の賠償命令」と紙面に載ると、小学生の娘に「もうお金もらったの？」と近所のおばさんが聞いたという。なぜ、この哀しい日本が出来てしまったのか。

人権というのは自分を大切にすることから生まれるとあるが、病巣は政治にあるのではなく、われわれ民衆の中にある。意識の根底にうごめく“世間”という同調圧力の中では、個や自我が希薄である方が安全に生きられたからだろう。他人の眼で眺めるのではなく、たった一人の自分という＜原風景＞に立つこと、自分で考えることが大切なのだ。そうした、ひとり一人が自分を愛し大切にしていくことのなかに、この国の希望があることを信じたい。

アベノミクスが沈没した現在、権力は民衆の意識を吸い取り制御する余力を失ってきている。代わって「選択的夫婦別姓」や、先ごろの「マスク着用の個人判断」など、社会に個人の自由というベクトルが出現してきた。国賠はこれからが面白くなりそうだ。【松永 優】

【松永 優】

# 編集 前記

◆「沖縄密約」報道の西山太吉さんが亡くなった。91才。見せかけに欺されるな、しっかり報道せよ！数々の言葉を残した。待ちに待った再審が認められた袴田さんの姉上は90才。私たち国賠ネットも長生きしなければ！（い）◆黒田総裁が「金融緩和は成功だった」と強弁。出世した男に限ってプライドが高く自分に甘いから、自分の失敗を認めようとしない。その後も自身を偽るゴマカシの日々を送るんだ。人生やはり正直が一番だね。（熱血税理士）◆残念ながら、野党から与党に異動した人は沢山いるが、その逆はない。それでも政治家の地位が明白に落ち、地方議員は定員割れが起きて「人材」が払底しているのが現実のようだ。政治への失望は民主主義をも蝕む。全員自民党議員よりも、はじめから一党独裁のほうがよいかも！？（翼）◆河津桜は散りはじめ、染井吉野も蕾が開いて来ました。息子と毎年観ていた飛鳥山公園の桜を想い…「天を掃く 大木巣子の 枝芽吹き」「花陰に いまも行き交う 去りし日の」「人は過ぎ 街は変われど 春息吹」（尚美）◆埼玉を通過する時走行が困難な程の豪雨！何とかたどり着いた高裁前は傘も差せぬほどの混雑ぶり。しかし、袴田巖さん再審開始決定の直前には嘘のように雨が上がりあの朗報を聞く。証拠捏造の判断に歓声は感動の嵐と涙をもたらした。（大）◆開花日のニュースは不聞この桜（た）

## 会計報告（2023年1月・2月）

[収入] 会費・カンパ等：47,000円 [支出] 通信費：27,183円、会議他：119,108円

※依然として続くコロナ禍の折、会費の納入は、余裕のあるときにお願いできますとありがたい限りです。（会計担当）

## Contents

卷頭言／自分のいる風景の中で	松永 優	1
編集前記	事務局	2
国賠ネットワーク通信 200号 特別寄稿		
「裁判官の良心」を失った裁判・裁判官批判	吉永 満夫	3・4
第32回国賠ネット交流集会 報告	松永 優	5・6
小竹弁護士講演「勾留施設の処遇と人権の未来」抄録	事務局	7～9
交流集会の感想	土屋 翼	10
寅次郎が現場に行く	杉山 寅次郎	10
東住吉冤罪国賠／控訴審も国の違法を認めず！不当判決！	青木 恵子	11
月形刑務所獄死・伊藤国賠／		
請求の認諾を彷彿させる勝訴的和解で決着！	事務局	12・13
大垣警察監視国賠／		
公安警察の“通常業務”は日本国憲法下で許されるのか？	近藤 ゆり子	14・15
星野獄中死国賠／国賠訴訟提起の経緯と現在の状況	星野 曜子	16
湖東病院事件・西山国賠／～真剣みが足りないのでなかろうか～	磯谷 昇太	17
産経新聞「名誉棄損」損害／控訴審第1回弁論・		
「旅券発給」国賠／控訴理由書の提出へ	井上 清志	18・19
えん罪・人権関連 情報クリップ	井上 清志	20・21
映画案内『REVOLUTION + 1』監督：足立正生・脚本：井上淳一・猫次郎		22

## Schedule

4／6（木）18:30	国賠ネットワーク定例会@編集工房「朔」（神田猿楽町2-3-1 萩原ビル201）
4／13（木）14:00	「産経」損害／控訴審第2回口頭弁論@東京高裁511号法廷
4／20（木）11:00	湖東病院・西山国賠／第7回口頭弁論@大津地裁1号法廷
4／20（木）14:00	大垣警察市民監視違憲訴訟／控訴審第4回口頭弁論@名古屋高裁1号法廷
5／16（火）10:30	星野獄中死国賠／第15回口頭弁論@東京地裁708号法廷
5／20（土）15:00～	国賠ネット通信発送作業@編集工房「朔」（神田猿楽町2-3-1 萩原ビル201）
6／22（木）14:30	湖東病院・西山国賠／第8回口頭弁論@大津地裁1号法廷

※ 裁判・イベントの日程は直前に裁判所等にご確認ください。

# 「裁判官の良心」を失った裁判・裁判官批判 — 裁判に不可欠な「哲学性」と「思想性」 —

弁護士 吉永 満夫

## 1 通信『国賠ネットワーク』への感謝

通信「国賠ネットワーク」は、200号を迎えるまし。 「200号達成」は冤罪・人権侵害等の多発社会を象徴し決して「おめでたい」とはいえないにしても、先ずは、多くの方々に支えられながら国賠ネットワークの運営と通信の編集に携わってこられた関係者の皆様に、ご苦労様です、有り難うございます、と感謝をしてお礼を申し上げたいと思います。

この通信は、冤罪と人権侵害等で苦しむ人々のいわばオアシスのようなもの、誰にも聴いてもらえない苦しみを語り合う場と互いの情報交換の場が提供されており、冤罪等の被害者にとって大変意義があり貴重な存在です。私は、今後も通信が冤罪等で苦しむ人々に寄り添いながら存続することを願い、通信を陰ながら応援していきます。

## 2 裁判権力の濫用と私の司法批判

私は、1972年4月5日、私が当時所属した23期司法修習生の修了式当日、私の同僚修習生が最高裁判事15名の決定により修習生を罷免され、強い衝撃を受けました。事実は、様々な要因によって単に修了式が中断され出席していた最高裁判事15名がその面子をつぶされただけであり、同僚は対内的・対外的に何ら迷惑行為をしていないにも拘わらず、判事15名は、権力を濫用して修了式中断のすべての責任を同僚に押しつけ罷免したのです。以来、私が権力濫用という視点から司法を観察していると、裁判官たちがときに自己保身のために裁判権力を濫用する（間違いを承知の上で間違った判断をする）姿を目の当たりにすることになりました。そこで、私は、その告発に力を注ぎ、2000年に『官僚法学批判－市民を忘れた行政官・裁判官・法学者を批判する』

（花伝社）を、2014年に『崩壊している司法－横浜事件再審免訴判決と仕事をしない裁判官たち』（日本評論社）を上梓し、また、昨年、裁判官を実名で批判した論文「『裁判官の良心』という虚構－哲学・思想が欠落した裁判の体験記」（千葉弁護士会会報「楨」第49号（非売品）56頁）を執筆しました。

## 3 裁判に不可欠な「哲学性」と「思想性」

日本国憲法76条3項に「すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行ひ」とあります。私は、この「良心に従った裁判」について、ある程度客観的に評価できる指標に基づき裁判官の「良心の有無」を可視化できるようにすべきであると考えました。そして、その指標とは、裁判の「哲学性（深い思惟・方法論的思考法=論理性）」と「思想性（人権思想等）」であり、「良心に従った裁判」とは、裁判（判決・決定等）自体から、「哲学性と思想性が認められる裁判」であると考えました（詳細は上記『崩壊している司法』26頁以下）。

政府及び国会の権力支持基盤は「国民多数」であるのに対し、司法の支持基盤は国民からの「裁判所の役割に対する尊敬」（佐藤幸治「権力分立／法治国家」（樋口陽一編『講座・憲法学 第5巻 権力分立（1）』（日本評論社、1994年）41頁））であるといわれています。そうであれば、尊敬される裁判のために、裁判に「哲学性」と「思想性」が求められていることは明らかです。

## 4 特に重要な裁判の哲学性（論理性）

裁判が人権思想に基づく裁判でなければならることはいうまでもありません。

その上で、私はここで、特に裁判の「哲学性（論

理性)」を強調したいと思います。

裁判は、紛争の最終結論の場として人間の営みの中で最高度に人に影響を与える行為です。従って、裁判官は、最高度に考え方抜いて裁判をする義務があります。そのために、裁判官は、先ずは「原理原則は何かを考える(原則的思考法)」及び「考え方自体が正しいのかどうかを考える(方法論的思考法)」という論理的思考法を身につけなければなりません。

明治大学名誉教授木下信男氏(數学者、2003年逝去)は、その著書『裁判官の犯罪「冤罪」』(樹花舎、2001年)において、免田事件(1983年再審無罪)、袴田事件(当時第一次再審請求中)等を取り上げて、論理学の無知が冤罪の原因であるとして、「法曹界はもっと論理学を勉強せよ」(203頁)と訴えています。木下氏がここで述べている「論理学」とは「命題論理学」(同書142頁)のことですが、私も、「命題論理学」の力は冤罪を阻止する方向でプラスに働くであろうと思っています。なお、「論理学」の解説書として沢田允茂氏著『現代論理学入門』(岩波新書(青版)452、1962)という名著があり(電子版もあります)、この書は法律家の必読書です。

## 5 裁判官の「詭弁=騙しのテクニック」

私が弁護人として関与した「砂川事件再審請求事件」について、東京地裁の2016/3/8棄却決定(裁判長田邊三保子裁判官・鈴木秀行裁判官・高森宣裕裁判官)の理由は、「詭弁」そのものでした。また、こうした「詭弁」は裁判官がときに「正論」を装うために使う技法(「騙しのテクニック」)です。

そこで、私は、2016年、「裁判官の驕りと墮落—東京地裁砂川事件再審請求棄却決定が使った騙しのテクニック」(『人権と部落問題2016-8』(部落問題研究所、No.888) 50~52頁)と題して、上記棄却決定書の該当箇所を具体的に示しながら、使われている「詭弁=騙しのテクニック」の6類型を次のとおり紹介しました(詳細は同誌に譲ります)。

① 請求人の主張を無視する。／② 過去の最高裁判決をわざと間違って引用する。／③ 論点を自分に都合よく使い分ける。／④ 平氣で堂々と互いに矛盾する概念で説明する。／⑤ 推論として成り立たない論法を使う。／⑥ 「……に過ぎない」と述べて重大な事実を隠蔽する。

棄却決定書だけを読む人は、請求人がした主張を知らないし、また、正確な最高裁判決を理解していないければ、裁判官が述べていることはすべて正しいものであると錯覚して、騙されることになります。

おそらく冤罪事件の誤判でも、上記「詭弁」が多く使われているのであろうと私は推測しています。

## 6 裁判批判・裁判官批判の重要性

人間は、批判されなければ成長しません。

三権の一角を担う国会議員、及びときに政府の行政官は、その業務に関して名指しで批判されています。ところが、司法権を担う裁判官が名指しで批判の対象となることは殆どありません。そのため、裁判官は、ときに自己保身から裁判権力を濫用し、好き勝手なことをしています。

大審院判事三宅正太郎氏は、「裁判官は弁明せず」という法の諺は裁判批判を禁じているものではないとして、「これ(注:「諺」のこと)をよいことにして、不十分な裁判をしても、弁解しないでいいと思ってゐるものは最も卑怯な振舞である。」と語っています(三宅正太郎『裁判の書』(牧野書店(初版1942年)、1943年再版108頁、新漢字で引用))。

裁判批判では、同時にその裁判をした裁判官も当然に批判の対象となります。私は、前記「『裁判官の良心』という虚構」で、私が体験した近年の5件の裁判を例に、裁判官の自己保身と裁判権力濫用を裁判官の実名を挙げて批判しました。

いずれも、「権力に迎合する裁判」、「先に結論を決め理由を後付けしている裁判」或いは「手抜き裁判」で、「思想性」の欠如は当然のこととして、必ずどこかに明白な「論理の飛躍」があります。

私たちがもっともっと裁判批判・裁判官批判をしないと、司法は改善されません。そのような意味で、通信「国賠ネットワーク」は極めて貴重な存在です。

この通信「国賠ネットワーク」に寄稿される皆様、そしてその編集に携わっておられる「国賠ネットワーク」の関係者の皆様のご健勝を祈っています。

(2023/3/13)

# 第32回 国賠ネットワーク 交流集会

2月25日 水道橋の「たんぽぽ舎」において、各地の国賠原告や支援者が集まって、情報や知恵を共有する交流集会が開かれた。講演は小竹広子弁護士による、「勾留施設の処遇と人権の未来」。刑務所など日本の劣悪な勾留状況のなかで、犯罪と人間を切り離して考える治療共同体＝アミティー構想が始まったことなどが語られた。そして各地から現役国賠の報告がなされた。



## ■ 国賠ネット 会員総会

交流集会の冒頭、国賠ネットの会員総会が行われ、磯部忠さんからこの1年の全体報告がありました。続いて杉山寅次郎さんから、会計報告と世話人16人の継続が提起され、会場の拍手によって了承された。

## ■ 交流集会

集会の司会は熱血税理士・森田義男さん。  
まずプログラムを変更して、月形刑務所獄死国賠の原告の伊藤満寿子さんの報告から始まった。

月形国賠は後段の資料にあるように、今年の2月に国との和解協議が成立し、ほぼ満額に近い賠償を勝ち取った。口頭弁論を1回開いただけで、裁判所での三者協議が3年以上続けられた末の和解終結を迎えた。伊藤満寿子さんも夫の医療放棄獄死を乗り越えて、勝利の笑顔を見せていた。



## ■ 小竹広子弁護士の講演

続いてメインゲストの小竹広子さんが登壇。  
パソコンを使い用意してきた講演内容の解説画像をスクリーンに映しながら話を始める。彼女が弁護を受任した新宿署留置場での暴行虐待の事例をはじめ、

刑務所や入管施設での劣悪な現状の説明がありました。そのうえで、人が犯罪を犯すには理由や背景があり、その問題を抜きにして犯罪者を悪人＝懲罰するところに、人権侵害の本質があることを熱く解説。

会場からの質疑と小竹さんの応答があり、休憩にはいりました。

詳しい講演録は7頁以降に掲載しています。



## ■ 国賠報告

各国賠訴訟の現状の報告がありました。

□ 東住吉冤罪国賠の報告 青木恵子さん不参加のため世話人の磯部さんが代わって説明。大阪高裁は和解を提示したが国側が応じず、この2月に控訴審の判決があった。一審と同じく、府警の取り調べの違法性は認めたものの、国の公訴提起などの違法は認めなかった。青木さんは怒りに燃えて上告を決意。最高裁へ舞台が移り、東京での活動をサポートできそうです。

□ 大垣警察市民監視国賠 原告が不参加のため近藤さんの文章を森田さんが代読。一審判決は原告らの個人情報、とくに思想信条に関わる情報は要保護

性が高いとし、警察による民間会社への情報提供は「悪質だ」と判示、賠償を認めた。さらに、公安警察の違法収集を潰すため、控訴審を闘っている。

#### □ 星野獄中死国賠の原告星野暁子さんのアピール

徳島刑務所収監中に星野文昭氏の、末期の肝臓ガンを見落とす重大な医療過誤。移送された東京での摘出手術でも、術後の出血をチェックせず死亡に至った無念を語った。多発する劣悪な刑務所医療に糾すためにも、国賠勝利を目指して、伊藤さんの国賠勝利に続きたい、と思いを語りました。



□ よど号旅券国賠 よど号家族への旅券発給をしないことへの国賠裁判と、関連して産経新聞のねつ造記事への損害賠償。世話人の土屋さんが報告。昨年の秋、2件の訴訟ともに一审敗訴。控訴審に移ったが、証拠のメモを「左翼に知られて困る内容」として黒塗りにしたり、国交のない敵視政策をとる北朝鮮への旅券発給の闘いは厳しいものがあり、予断は許されない。

#### □ 湖東病院冤罪・西山国賠

西山美香さんの冤罪は、再審で完璧に証明され、滋賀県警と検察はこれを認め、といったんは謝罪した。ところが国賠になると一転、西山さんを犯人視したり、証拠類を出し渋っている。原告側の争点は、滋賀県警に対しては取り調べの違法と、捜査報告書を隠し再審になって出してきた違法。検察に対しては、起訴の不当性と、再審開始について理由のない抗告。今後は主張の整理を終え、本格的な審理に入る。報告は、世話人の杉山さん。



#### ■ 国賠ネットワーク大賞・最悪賞

集会の最後は、恒例の「国賠ネットワーク大賞・最悪賞」の受賞採決です。

この1年ほどで、人権の向上に貢献した人（映像や書籍も可）、逆に酷いことをした人を候補者として推薦していただき、大賞・最悪賞の受賞にふさわしいかど

うか交流集会で議論し、採決をしようというものです。事前に3人、集会当日に1人の推薦を受けた方々は次の4人です（敬称略）。

#### <国賠ネットワーク大賞>候補者

○三浦守（最高裁判事）→ 昨年6月、福島原発事故での、国の責任を認める反対意見を判示した。

○宇賀克也（最高裁判事）→ 裁判再審特別抗告審で即時再審開始すべきとの反対意見。また2019年の参議院、2021年衆議院総選挙での一票の格差は「違憲」との少数意見。最近でも金沢市が広場を護憲集会で使うことを不許可としたことの訴訟で、最高裁第三小法廷は今年2月21日不許可を合憲としたが、ただ一人「不許可は違法」とする反対意見を述べた。

#### <国賠ネットワーク最悪賞>候補者

●杉田和博（元内閣官房副長官）→ 警察官僚として内閣人事局で霞ヶ関の人事権を握り、文部科学事務次官であった前川喜平氏を陥れたりと、安倍・菅政権を影で支える「官邸官僚」として、日本学術会議会員の任命問題でも暗躍したといわれている。

●ウラジミール・プーチン→ 説明するまでもなく、ロシア大統領。ウクライナ侵略に絡む数々の人権破壊。

この4名候補者について会場参加者による挙手による過半数決議がおこなわれました。その結果、今年度の大賞は宇賀克也（最高裁判事）、最悪賞は杉田和博（元内閣官房副長官）と決定しました。

#### ■ 集会の最後に

今回初参加した二人の方から、挨拶とそれぞれに抱える問題の訴えがあった。

閉会の挨拶は大河内さん。ずいぶん昔、とくに青少年の犯罪と更生について関わった時期がありました。グループワークみたいな面談形式って、効果があるものです。今後、国賠ネットはFacebookやMixiといった対話型メディアを活用したらがいいのでは？ 今日はありがとうございました。〔拍手〕



その後、近くの中華料理屋で懇親会。呑み放題、18人の参加でワイワイやった。だが国賠ネットの高齢化は避けられないようだ。皆さん自肅しているのか弱くなったのか、昔日に比すると酒量はめっきり減ったのが、寂しかった。

【松永・記】

# 講演抄録「勾留施設の処遇と人権の未来」

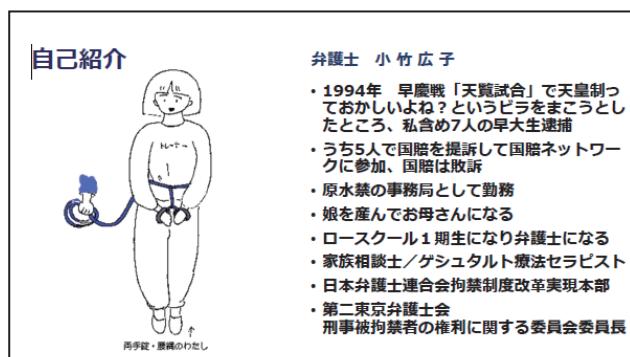
弁護士・小竹広子

司会・森田さんの軽妙な紹介により小竹弁護士の講演がはじまる。

自己紹介します。はい、私はですね 1994 年に早慶戦、野球の試合なんですけど、天壇試合があったんですね。それで早稲田の学生だったんですけど、「天皇制っておかしくない?」みたいな話で友達 7 人で横断幕広げてビラまくうかな! みたいな感じで行ったら、前後から公安警察がいっぱい来ちゃって、ビラまいてなかつたのに、イナシ狩り的な感じで逮捕されちゃったんですね。「おかしくない?」ってことで国賠を提訴して、国賠ネットワークっていうのがあるらしいってことで参加させてもらったっていう経緯がありました。

高裁までいって敗訴してるんですけど、それがきっかけになり糸余曲折、弁護士になったみたいな、元々学生の頃はジャーナリストになろうかなと思ってたんですけど、なんとなく弁護士になっちゃってるっていう感じです。

で、弁護士になってから家族療法を学んでセラピストとかもやってですね今は日弁連の「拘禁制度改革実現本部」っていうところで刑務所とか刑事施設を改革していくよね、みたいな運動をしたりとか、あとまあ第二東京弁護士の同じようなことやるところですね、その委員長やっています。これ、1994 年に逮捕されたとき私が書いたイラストです。



で、今日は、3 つぐらいの話をします。まず 1 つは「人は何で犯罪するのか?」、2 つ目は「日本の刑事拘禁施設の現状」、3 つ目は「犯罪をした人をどう扱えば良いか? どうしたら犯罪をしない人になるか?」です。

まず、「犯罪する人はどんな人なんでしょうか?」あ、どうしてこの話しようと思ったかって言ったら、寅次郎さんとメールして、「拘禁施設で人権侵害っていういっぱいあるよね。そういうの悪いと思うけど、割と多くの人がこんな風に思ってるんじゃないかな。『悪いことしてんだからしようがないんじゃない』悪いことしちゃってるから、辛い思いしちゃっても当然じゃないの? そういう仕組みなんじゃないの?』」ということなので、「犯罪犯す人はどんな人なのか?」っていうことから話した方がいいかなと思いました。

犯罪する人にあんまり普通の人は会わないんですよね。なんでかっていうと社会で「私、犯罪したんだよね」みたいに言ってる人って少ないから、隠して生きてるんですよね。でも結構隣にいたりとかするんだけど、そういうことなかなか公に言ってないからどんな人がよく分かんないです。

私がちょっと今実際に接してみて感じるのはいろいろと事情を抱えた人たちが犯罪してるんだな、っていうことなんですね。

私が思っていること、「人はなんで犯罪を犯すのか?」っていうと、その犯罪を犯さないで社会の中で平穀に生活するために必要不可欠なこととして、①自分は良い存在である、②他人は良い存在である、③世界は安全で良いところだ、っていうこの 3 つの信念を持ってないとですね、平穀に生きられないんですね。

これ結構ですね、持ってる人にとっては当然のことなんですが、これ結構持っていない人多いんですよ。やっぱり養育してくれる人の態度とか言葉とかで、自分はいい存在だよねとか、他人も良い存在だよねとか、安全だよねっていうのはもう 1 才から 5 才ぐらいまでの間に自然に身につけちゃってるんですけど、それが全然持っていない人がすごくいっぱいいるんですね。

虐待とか受けるとその魂の殺人って言われますが、子供時代っていうのはこの 3 つの観念を身につける時代なんですけど、そこが奪われちゃう。すると、自分がいい人だと、で他の人もきっといい人

だ、みたいに思えないんで、当然その信頼関係とかできないんですね。心の中の問題っていうのは非常に見えにくいので、子供から大人にかけてですね、心の中で見えないから支援の必要性っていうのがとても認識されづらいというだけのことだと思います。

## 2 日本の刑事拘禁施設の現状

日本の刑事施設がね、どういう状態なのかっていうことなんんですけど、今まですごく冤罪の温床になってきたのはここにいらっしゃる方々は本当にご存知だと思うんですけども、ある程度改革がされて取り調べとこの留置施設の管理の分離っていうのがされていて同じ人が管理しないということになってはいるんですけども、今でもやっぱりそういうことが起きている。去年の7月にですね、私が国選弁護してた人が、新宿警察署の留置場に入っていたんですけどこの人が保護室にいられるっていう事件が起きました。

この人は20歳代本当にまあ好青年ですね、で、この子の同じ房に3~4人一緒に入ってたんです。そのうちの1人が高熱出しちゃって、朝、毛布を片付けられちゃうんですけども、すごい寒がってたんですね。それでその「かわいそだから毛布を1枚入れてやってくれませんか」と担当の人に言つたんです。したらルール上、毛布は片付けた後入れられないんだと言われて38度、熱測つたらあったんですよ。で彼は「1時間熱がある人を放置するんですか?もっと悪化して何かあった時に責任取れるんですか?」って言つたんですね。

したら担当の人が、いきなり怒っちゃって「そんなの知らねえよ。上に云つてくれよ。俺らの仕事ってのは決まってるんで収容してる人間の統率をしなきやいけない、演技かもしれないし全部信じてバカを見るわけにいかねえんだよ」という風に言つたらしいんですよ。

彼は、「僕はね、人間としての優しさの話をしてるんです。毛布1枚だけ入れてやってくれないですか?」って言つたんです。したら非常ベルを押されちゃって、保護室に収容されて戒具を使用されました。保護室に入れられたら、突然彼は全裸にされてねパンツ一丁にさせられちゃつたってんです

ね。担当の人はですね、こういう法律があるから仕方ないって言いながら彼を縛っちゃつたんです。

腹にも食い込むし手首にも食い込むという状態にして後ろで縛り上げるんですよ

足首もしまったこんな感じにかけられて、その後しばらく経つて彼はオシッコしたくなつたんですね。そしたら「垂れ流せよ。みんなそうしてるから」と言つてそれでそのまま排尿させられます。こういうふうに侮辱して人の自尊心を傷つけるような対応するんですね。

この事件は昨年9月15日に国賠を提訴しました。

今のは留置場の問題なんんですけど、刑務所もね刑務所も同じような問題があるんですよね。

よくご存知だと思うんですけど名古屋刑務所事件というのがありましたよね、確か2006年、刑務官が革手錠で締め上げて、あまりに締め上げすぎて内臓破裂みたいなことになって亡くなつた事件とか、消防ホースみたいなもので放水して死なせてしまった事件、どちらも特別公務員暴行陵虐事件として裁判になってるんですけど、そういうのがあって刑務所改革につながつて昔の監獄法が2006年ぐらいに改正されたんですけど、今回、第二次名古屋刑務所事件が起きたんですよ。複数の刑務官が暴行暴言をやつたことが発覚しました。

この名古屋刑務所って昔からやっぱりひどい刑務所だって思つてたんですけど、これ全然その第一次名古屋刑務所事件の時の刑務所文化が全然なくなつてなくつて、そのまま続いちやつてるんだねってことが現実に分かつた事件です。

## 3 犯罪をした人をどう扱えばいいか?

どうしたら犯罪をしない人になるか?

私は、治療共同体っていう仕組みを使うのが結構効果があるんじゃないかと思ってます。治療共同体は結構全世界にあるんですけども、そのヨーロッパとかアメリカとかでほとんど刑務所から出たら治療共同体に行く方がいいよねっていう感じの流れがあります。でも日本には実はあんまりないんですね。治療共同体って目的意識的な一緒に共同生活をする共同体なんんですけどね。犯罪からの回復とか薬物からの回復とかを目指してそのた

めにみんなで共同生活をしている場所っていう風に考えてもういいかなと思います。これはアメリカのアリゾナ州にあるアミティの写真です



人間成長の場を持ち損ねた人たちに全人的な教育の場を提供する治療共同体、それが犯罪文化からのパラダイム転換を実現する手段、としての共同体ですね、アメティに入ると、ガイド役の人が1人に1人つくんですね。ビッグブラザーがついて共同体のことを教えてあげて、グループのファシリテーションをしたりとか、当事者カウンセラーが共同体のまとめ役をやってます。

TC(治療共同体)の意義ですけど、非公式に学習される文化に対抗する新たな文化を提供する犯罪化とか囚人化の逆を行くってことですね。

効果が、非常に実証されてんですよね。アメリカの刑務所の中でTCを行ってるとあるんですけどもそのことによって5.3%が下がったっていうようなデータがありまして毎日行動療法に匹敵する効果がありますとこれはカリフォルニア州のどの番刑務所でアミティのプログラムやられてるんです。

モデルが存在する、自分と同じような犯罪やったけども今全然イキイキして楽しそうに生きてる人たちがいるということで自分もああいう風になれるんだっていう風に思えちゃうんですよ。

まあそういう刑務所がありがたいんだけども実はね、その「島根あさひ刑務所」が今どうなってるか。私が見に行ったのは5年くらい前なんですよ。

ところがここで頑張っていた臨床心理士のMさんが辞めてしまいました。なぜか? 古い刑務所文化とのぶつかり合いがありました

やっぱり刑務官はね、旧態依然なんですよ。そこに民間の臨床心理士さんが入っていくということ

で非常に軋轢が多いんですね、やっぱり彼らに大事なことは規律秩序にあって、刑務官はね、それが第一の目標なんです。そこが一番の問題、なんでもうやって民間から入った人たちはですね、色んな刑務所にいらっしゃるんだけどもいいことやろうとするだけでも軋轢が生じます。

刑務官と教育指導を分離しなきやいけないと思うんです。刑務官って基本的には自由を制約して規律に従わせる人たちなんですよ。その人間を良くするとか、オープンしていくっていうのは違った役割の人が絶対必要なので、それは刑務官ではなくて民間人を大量に活用していく必要があると思うんです。まずその刑の目的っていうのをやっぱり法改正をして社会復帰と公正のために刑をやるんだということを明確にしてもらいたいなと、今はやっぱり罰の側面が非常に強いのでここを明確化してもらいたいなと思います。

で、私は、人は変わりうると思っているのでそうであればやっぱり死刑は廃止するべきだし、代用監獄ももちろん廃止すべきと思ってます。

で、「寄り添い弁護士制度」っていうのを弁護士会で作りました。兵庫県、愛知県とか札幌の弁護士会で徐々にてきてたんですけども、東京で作るの結構大変だったんですよ。

刑が確定して国選弁護人の仕事終わりますよね。そうすると弁護士さんならなんですよ。で、寄り添いのために弁護士会からちょっとね弁護士費用を出してもらうという制度を始めたんです。

国選弁護が終わってもその人が受刑をしてそして社会復帰をするまでですね、一応見守ってですね、そこがスムーズに行けるような援助できたらいいなと思って、障害者手帳は必要な人に取得してあげたり、あと年金の免除の申請とか釈放後の生活保護を申請するとかあるいは家族や学校就労先との関係がもう悪くなっちゃってる人について関係調整をとか、あるいはさっきの依存症的な疾患の治療の橋渡しですか、弁護士に関わるようにしてですね、スムーズな社会復帰と再犯防止につなげたいというふうに思っています。

はいちょっと駄足ですいません。以上です。

# 32回目の交流集会の感想

国賠ネットワーク前代表・土屋翼

久方ぶりに上京する。といつても一ヶ月ぶりではある。認知症気味なので、開催場所・下車駅を頭の中で1回トレースしないと不安なのである。最近、SUICAを持ったので(不本意ながら)、誤った経路を買うことはなくなった。とんでもない方へ行ってしまっても、最終下車駅を間違わなければムダな出費はないことになる。

会場は、移転により新しい所なので、1時間ほどの余裕をもって出かける。一番乗りの中島君に挨拶して、近所をウロウロする。目の前のビルの1階に小さな中古ジャズレコード屋さんがあったので中に入る。小生終活中なので、手持ちの古いレコードのことを相談する。色々、有意義で楽しかった。

腹が減ったので横浜の家系ラーメン屋に入る。横浜(から出てきて)横浜の家系(イエケイ)かとは思ったのだけれど、それにしても小さくて汚いお店である。ラーメンが1,000円という高級品化している中でのこのロケーションである。量は少なめだったが美味しく満足する。あと何回食べられるだろうか?

情けないことには会場のたんぽぼ舎に1年以上も訪問していない。反原発には両手を挙げて賛成なのだが…。会場は、たんぽぼ舎の事務所と同一になっていて、かつてと異なり狭小になっている。でもその空間は、30人程参加した交流集会には感じよくマッチしていて心地よかった。

1990年の第1回の交流集会には100名余りの人が参加したが、今回は3分の1ほどになってしまった。この総括はする必要があるかもしれない。

しかし老兵の小生がとやかく言うのはやめようと思う。「老兵は死なず、消え去るのみ」と、巷間に流布しているし。

連載第3回

編集担当日記

## 寅次郎が現場に行く

杉山寅次郎

1月1日(日)「年越し炊き出し」2日目。飲食店を経営しているという、小学5年生を含む親子3人が朝から錦糸公園に駆け付けてくれた。ひたすら感謝!

同日午後6時、西戸山公園へ移動後の炊き出しイベント無事終了。しかし、「リーダーのあり方」に疑問を感じ、「安倍『国葬』やめろ! 実行委員会」「年越し炊き出し実行委員会」活動一切から退会。

27日(金) 鈴木邦男さん(新右翼「一水会」元代表・顧問)の訃報に接し衝撃(涙)。

28日(土) 東京朝鮮第9初級学校もちつき会にボランティア参加(「編集工房・朔」三角さんが顧問)。

30日(月) 宮台真司教授、受傷事件後初の公開講

やっと集会の感想に入る。

まず、目に入るのが、白板に貼られた、15文字(A4版15枚)による集会名である。小生の今年の担当は、最終文字の「会」。妻に筆で隸書体で書いてもらっている。

ところが「会」の字の前が「集」の赤い字でたっぷりとし堂々としている。明らかに負けている。残念。15の個性ある文字が並び、統一はないが、国賠ネットワークの良さと悪さがあらわれている。

まず始めの総会の報告は、あからさまな素人団体丸出しの総会である。これはこれで良いと思うが、批判があるかもしれない。会計がキチッ としないと、権力の弾圧を受けても団体とはみなされないこともある。

各国賠の報告はいわゆる大きい国賠の報告ばかりで、小さな草の根の国賠報告がないのが寂しい。原発・水俣・空襲被害…等々、大きすぎて我々の手にあまるが、草の根から国賠がたくさんないと問題だと思う。

小竹弁護士の講演は、本人も新鮮だが勾留施設の問題で、我々とは縁遠かったことであり新鮮である。獄中者が、いわゆる弱者の老人・病者・障害者等と一緒に語られるようにしよう、というのがこの講演の結論だろう。

国賠ネットワーク大賞・最悪賞では、会場から賛成意見、反対意見があつて非常に良かった。小生の36年余りの会社生活、組合員生活の中で、上から下に降りて来たもので異議が出ることがなんと皆無(小生を除く)の生活を送っていたので、驚いたのである。

三権分立の最後の関所が司法なのだから、司法に頑張ってもらいたいものだ。「閣議決定」という逆さ打出の小槌で、悪道非道がおしよせる今、当たり前の司法にすべく、国賠の闘いは強化発展しなければと思う、毎日である。

義、濃厚な講演を拝聴(@東京音楽大学代官山キャンパス)。鈴木邦男さんがかすがいの友人・音楽ディレクター氏の招待による。講義は、宮台ファンの広上淳一東京音楽大学教授が宮台さんを招聘したもの。

2月1日(水)「安倍『国葬』違憲確認・国賠訴訟」第1回口頭弁論@さいたま地裁。

2日(木) よど号「産経」損賠の控訴審・第1回口頭弁論@東京高裁の午後1時29分開廷の511号法廷に1分遅刻。午後6時、国賠ネット定例会@編集工房・朔。

15日(水)「安倍『国葬』違憲確認・国賠訴訟」第2回口頭弁論@横浜地裁。

25日(土) 国賠ネット第32回交流集会@たんぽぼ舎

# 控訴審七国の違法を認めず！不当判決！

青木 恵子

2月9日に、国賠裁判控訴審の判決があり、再び、大阪府には勝利出来ましたが、国の違法性は認められず怒りでいっぱいです。

私は、判決後に立ち上がり、机を2回叩き「許せない！ これからも国と手を取り合って、えん罪を作つて下さい。私は、負けない！ 戦います。花田郵便局事件（1月26日に、牧賢二裁判長から不当判決）や私への不当判決を忘れないで下さい」と裁判体の背中に向かって抗議しましたのでスッキリです。

牧裁判長は、鹿児島の志布志事件を担当した時、何もしなかったそうですが、私の時も火災、車の専門家、起訴をした内田検事の証人申請も却下し、和解の席にも来ませんでした。やる気のなさは判決文にも現れており、一審の判決内容を基に「ここに○○を加える。○○を削除する」との内容ばかりで、弁護団の主張には触れていません！ 結論には「検討した結果」とあり、一体、何を検討されたのでしょうか？ 一方、坂本元刑事の「(私が)今も犯人だと思っている」という証言に対しては「信念をもって行った取調べにつき、偽証もできない状況の下、個人的な見解を述べたものであり、これを慰謝料の算定におけるしん酌事由とすること自体不當である」と言って、350万円に対する支払いの項目を変更しているのです。大阪府の違法性はないと言えますが、助けたかったのか？

弁護団が判決文を検討後、記者会見で説明したのですが「説明する内容がない」と困ったほど、前代未聞の判決文でした。私は、赤ペン先生か！ と言ってやりたい。この裁判体が、司法に関わって良いのか？ と怒りよりも呆れるばかりです。今後、えん罪を生み出さないためにも、この裁判体には、一日も早く辞めてもらいたいです。

さて、大阪府は上告を断念しましたので、勝利が確定しましたが、吉村知事が「無実の青木さんを、長きにわたって拘束したことは申し訳ない。謝罪したい気持ちです」とマスコミに答えたようで、その記事を私も読みました。しかし、私に、直接、謝ったわけではないのですが、この記事を読んだ方が「吉村知事が謝

ってくれてよかったです」と言われて、すぐに訂正しましたが、そのように受け取る人が多くいることに、悔しさと悲しくなります。

弁護団は、この記事後に、吉村知事に対して「1 知事は、青木恵子氏と面談され、謝罪されたい。2 知事は、大阪府に対して、東住吉事件における、取調べを含む捜査過程を検証したうえで、違法な取調べが行われた原因を明らかにし、再発防止を具体的に構築するよう指示され、その結果を公表されたい」と申し入れをして、2月28日までにご返事をいただきたいと送りました。

しかし、期限を過ぎても返事はなく、弁護士が、秘書課などに問い合わせても「担当ではない」と言って、たらい回しだったそうです。

大阪府知事 吉村 恵子 様
ご担当 大阪府政策企画部那須農業課 中
ご担当 大阪府警本部監察課監察室 訴訟第一係 西川 直義 様
申 入 書
2023年2月24日
大阪市北区西大通4-2-2-601号室
TEL 06-(6365)6401
FAX 06-(6365)6402
東住吉冤罪被害者請求訴訟弁護団 (担当)弁護士 加藤 高志
今日9日、東住吉冤罪被害者請求訴訟において、大阪高等裁判所第12民事部は、大阪府警企画部那須農業課の責任を認める判決を下しました。
そして、昨日の報道によれば、大阪府は上告を断念した。ところであります。報道によれば吉村知事は、「青木さんが無罪であるにもかかわらず長期拘束されたことには謝罪しないと自分自身も迷いますし、謝罪する必要があります。今後大阪府警において取り扱い方針について改めてお話ししてもらいたい」と発言した。どこであります。
大阪府の上告を断念し、吉村知事が「認めたことは内なまのだと考えますが、再審裁判の開催は決してない」と報道され、警察の裁量への違法行為を強く指摘され、自ら謝罪の責任者が否定されたにもかかわらず、そのままも、彼が「適正になされたと強めし、再審請求を具体的に構築するよう指導され、その結果が公表されました。
上記申入れにつきまして、2月28日までにご返事を頂きたく、宜しくお願い致します。
以上

吉村知事への弁護団による申入書

加藤弁護士と私は、3月7日に記者会見をして、加藤弁護士が、これまでの経緯を説明してくれました。私は、①(吉村知事の)マスコミの前でのコメントは、パフォーマンスだ！ 上告を断念したのも勝てないので仕方なく断念したもの。選挙があるからでしょう！ ②ニュースを観た人から「謝ってもらってよかったね」と言われる度に、更に傷ついたこと。③知事、弁護士である前に、一人の人間として、私の目の前で謝るべきであり、カメラ越しに謝るなどいかがなものか？ 私に謝る気が無いのなら、はじめから何も言わなければ良い、などと怒りを爆発させてきましたが、マスコミは、吉村知事のことなので(忖度)、興味も無い態度でしたので腹立たしかったので、「私の家の近くには、来るな！」と吉村知事へ伝えるように言っていました。

国に対しては、上告して闘い抜きますので、最後までご支援をよろしくお願ひいたします。

## 請求の認諾を彷彿させる勝訴的和解で決着！

### 【国賠訴訟の経過】

2019年 10/30 提訴 訴額 4,321万 6,480円  
2020年 3/26 第1回口頭弁論 12/10 動画視聴①@法務局  
2021年 1月 動画視聴②@法務局 9/6 国から動画提出  
2022年 3/25 月形町と和解成立 5/18 国から追加の動画提出  
裁判所から和解の打診→消極的と回答 6/29 裁判所の要請で原告と面談  
7/27 ☆裁判所から国に対して有責前提での和解を検討するよう指示。  
2023年 1/25 国は金額も同意するとの回答 2/7 和解成立

※和解当日の記者会見の説明資料から引用

### 決め手は獄房のビデオカメラ

2017年10月17日に覚醒剤取り締まり法違反で北海道の月形刑務所に服役中だったロック・バンド「ザ・フルーズ」のカリスマ・ボーカリスト伊藤耕氏が獄中で死亡した。

腹痛の痛みを訴え何度も転倒していたのに、適切な医療処置がされず、30時間以上も放置されたのが原因だった。

妻の伊藤満寿子さんが2019年10月30日、国に対して4,320万円の損害賠償を求める裁判を起こした。

### 原告代理人・加城千波弁護士のコメント

まず死体検案書には『肝硬変からくる肝細胞ガン破裂(推定)、出血性ショック』と書いてあったのに、月形町立病院での診断書を手に入れて調べたら急性胃粘膜病変と書いてある。

その後遺族側が死体解剖をしてもらった結果、死因は『絞扼性イレウス(腸閉塞)による出血性ショック』であり、腸閉塞ならすぐに病院で処置すれば死には到らなかつたはずなんです。

決め手となったのは耕さんが入れられていた獄房にビデオカメラが付いていて房内の様子が記録されていたことですね。その映像は裁判では公開することはできませんが、原告と弁護側、裁判官が見ることができたのが大きかったです。房内で苦しみ何度も転倒する耕さんの姿が写っていましたからね、

今回の訴訟は国賠(国家賠償請求訴訟)といってハードルが高いもので、裁判に勝っても最高裁で敗訴する事例も多い。裁判所の和解案は賠償金もほぼ全額支払われるし、口外禁止条項もなしということで、これ以上争うより、和解を受け入れる方が妥当と判断したんですね

### 原告代理人・島昭宏弁護士のコメント

耕さんの死体は保存されていて解剖までに1か月近い時間が経っていたので、国側はこれは別人の死体なんじゃないかとか言ってきた。写真を見れば耕さんの顔なのに何を言ってるんだ。耕さんが独房内で苦しんでいるのが写っている映像を公開したいと言えば、看守のプライバシーが侵害されるとか、刑務所の防犯上の問題に関わるからだめだとか言ってきた。そんなの黒い線を入れて目隠しすれば済む問題でしょう。

耕さんの診断書に関してもイレウス、腸閉塞の疑いも記されていたのに、結果的に早急な対応処置がなされなかつたのがわかるとまずいので、耕さんが以前C型肝炎を患つたことから肝臓ガン破裂とかに結び付けた診断書にしていたり、めちゃくちゃですよ。

今回は国側に非があるのが明白なので、これ以上裁判して追及されて敗訴するより、賠償金を払ってでも和解に持ち込む方が無難だと結論付けたんでしょうね。

ただ国側の和解案を受け入れるかどうか奥さんの

満寿子さんと相談したときに、今回の案件について世間に公表してはいけないという「口外禁止条項」を入れないということが、こちら側の絶対条件だったわけです。

向こうは1か月半検討させてくれと返して来たのですが、結果的に口外禁止条項は付かずに和解が成立したので、原告側の全面的勝利だと思っています。

だが2021年に名古屋の出入国在留管理局に収容されていたスリランカ人のウィシュマさんが体調不良を訴えていたのに適切な処置も受けられずに死亡した事件ありました。

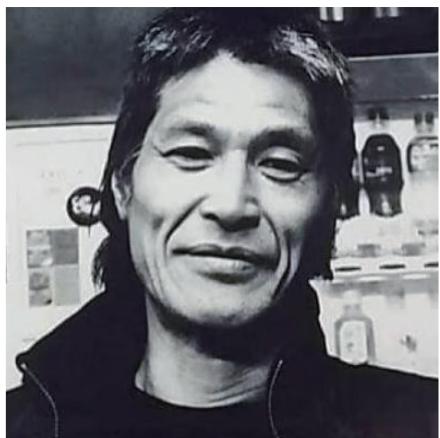
耕さん以外にも日本では度々外国人移民や労働者たちが刑務所や入管施設で亡くなる事件が続いています。今回の伊藤耕さんの裁判があらゆる人々の人権を守る社会へのメッセージとして繋がっていって欲しいと思います。

### 伊藤満寿子さんの思い

勝てるか負けるかということより、私はこの耕の受けた不条理な現実を、耕のファンやそれ以外の多くの人たちに知って欲しいと思ったから提訴しました。だから賠償金が払われても、もし口外禁止条項が条件付けられるなら和解は受け入れないつもりでした。

謝罪の文言は出さないということでしたが、賠償金をこちら側の請求通り支払うということは、暗に国側が非を認めたということだからと弁護士の先生たちから言われたので、私もこれ以上争っても仕方ないなと思って和解案を受けました。

記者会見の時に記者の人が、現実や社会の矛盾



伊藤耕氏(撮影 池田敬太)

や不条理に  
対して歌つ  
ていた耕さ  
んの意思を  
奥さんも受け  
継ごうと思  
ったのです  
か、とか聞  
かれた。

私は意思を継ごうとかいうよりも、少なくともそういう耕と関わって来たんだから、耕の想いを伝えなきやなと思ってやってきただけなんです。耕って自分の歌でも「決して諦めるな」っていうのも歌っていた人だけど、私もこの3年間、耕の歌ったように辛いときや、くじけそうになったときも「諦めちゃいけない」って自分に言いきかせながらやってきました。

その結果こちら側の主張が認められたわけですが、和解案が決まった時に耕の仏前で「諦めずにやったよ！」と報告しました。

ちょうど裁判が結審したのと同じタイミングで、耕のやっていた「ザ・フールズ」のドキュメンタリー映画『THE FOOLS 愚か者たちの歌』(高橋慎一監督)が公開されました。

また「ザ・フールズ」のバイオグラフィ本『THE FOOLS MR.ロックンロール・フリーダム』(志田歩著／東京キララ社)が出版されたので、より多くの人たちに伊藤耕とフールズのことを知つてもらえたならと思っています。

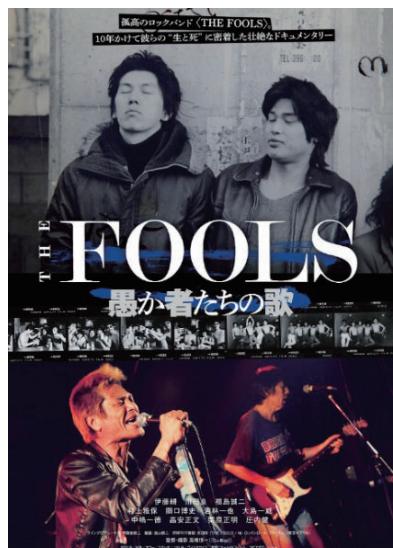
今回耕の裁判を応援してくれたり、沢山のアドバイスをくださったすべての人たちに感謝とお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

伊藤耕は惜しくも天に旅だってしまったが、彼が歌い続けた自由と解放へのメッセージは彼らのアルバムや映像の中に今も生きづいている。

この世に抑圧や不条理があり続ける限り、伊藤耕の歌は聴かれ続けていくだろう…。

### 【ライター・鳥井賀句】

※「伝説的ミュージシャン獄中死で勝利的和解」(弁護士ドットコム  
2023/2/18から事務局で抄録しました。



映画『THE FOOLS 愚か者たちの歌』公式サイトより

# 公安警察の“通常業務”は日本国憲法下で許されるのか？ ～控訴審、本件国賠訴訟の核心に迫っていく～

近藤ゆり子（大垣警察市民監視違憲訴訟一審原告の一人）

## （1）一審は、警備公安警察の情報収集・保有を容認した

この訴訟の核心は「公安警察による情報収集・保有（活用）」である。しかし一審段階では、「私事性・秘匿性のない情報だからプライバシー侵害はない」という被告側の主張を裁判所が容れてしまって、民間会社への情報提供部分さえも蹴られる可能性があった。核心部分に全力傾注しきれなかった。

一審判決（原審）は、提供された情報が（たとえ過去に自ら発信したとしても）プライバシー情報であり、とりわけ思想・信条に関わる情報は要保護性が高い、と認めた。そして大垣署警備課による民間会社への情報提供については、「悪質だ」と厳しく断罪し、1人55万円の賠償を命じた。だが、同じ判決で、情報収集は容認してしまった。「万が一の事態に備えて…情報収集

等をする必要性があったことは否定できない」というのだ（→※）。

一審被告側は、控訴審でも中身のある主張はしていない。原審が確定しても構わないという判断なのかもしれない。情報提供の部分でのみ国賠が確定しても、あくまでも末端（大垣署警備課）の所為だとしてしまえば、従来の「通常行っている警察の業務」を変える必要はないことになる。他方、本格的に個人情報収集・保有・活用の必要性・正当性を論じることは、秘匿したい公安警察の「通常行っている警察の業務」の具体的な内容を明らかにすることになりかねない。それは絶対に回避したいことだろう。一審原告側からの警察官の証人申請も民訴法191条を盾に拒否すると予想される。

## （2）1／26 控訴審第3回口頭弁論 警備公安警察の活動の違憲・違法性に迫る

この期日に、控訴第3準備書面を提出した。

警備公安警察である大垣警察が原告らの情報を収集する活動を許容する法律はない、警察法2条1項は情報収集活動を許容する根拠とはなり得ない、ということの主張だ。

憲法は人権を絶対不可侵として保障する一方、「公共の福祉」として他者の人権との調整を図る原理による必要最小限度の制約は認めている（内在的制約）。公共の福祉による人権の制約は、恣意的であってはならず、主権者である国民の代表で構成される国会による法律によって初めて可能となる。ところが、警備公安警察の諸活動を根拠づけるとともにその限界を画するような法律は存在しない。実力組織である警察が、法治主義の原則から外れていることは大問題である。

第3準備書面ではなぜそのようなことが許され続けてきたのかを、歴史的経緯に遡って論じた。

1945年10月にGHQ指令によって解体された



はずの特高警察が、12月には公安警察として蘇ったこと（明治憲法での警察からの「断絶」がない。日本国憲法で保障されている人権に基づき、「警察」のありようが、数々の冤罪事件の“根っこ”になっている）。警察は1950年代に警職法「改正」に失敗したが、東京都条例合憲判決などがあり、1960年代・70年代の安保闘争の抑え込み等の成功体験から、あえて法律を作らせずに警察内部の内規等で済ませてしまう“立法手続き不要路線”が採られ、それを司法が追認することで、警察権に対する法的統制が弱い状態＝「法的

規律密度が脆弱」なまま今日に至っていること。特に警備公安警察の諸活動については全く法令根拠が存在しないままに日常的に情報収集が行われているが、今日の情報化社会においてはプライバシー権が極めて重要となってきている状況における警備公安警察の情報収集活動については許容する

### (3) 2・18 学習会

「もの言う」自由を守る会としては、一般の人達にも広く控訴第3準備書面の内容を理解してもらうため、この準備書面を作成した中谷雄二弁護士の講演による学習会を実施した。

る余地がないこと。近時のいわゆるG P S捜査に関する最高裁の違憲判決からも許されないものであること。

この控訴第3準備書面は、名古屋高裁における主張の核心をなすものである。



いつでも視聴できるよう YouTube 録画を公開している。是非ご試聴を。

## 「みんな見張られている～公安警察による市民監視は憲法違反～」



講師：中谷雄二 弁護士（本訴訟弁護団、秘密保護法対策弁護団共同代表、憲法をくらしと政治にいかす改憲NO!あいち総がかり行動実行委員会共同代表。）

是非、YouTube 録画を視聴して下さい

<https://youtu.be/pv1AUvEbhr0>



（PCの不調で冒頭がバタついてすみません。8分位から開始しています。）

### (4) 控訴審の今後の方向

次回期日には、實原隆志・福岡大学法学部教授の意見書とそれに付随する準備書面を提出する予定である。實原意見書では、まず冒頭で「本件は、直接的には（大垣警察とシーテック社との）『情報交換』をめぐる問題であるが、警察による個人情報の提供・収集・保有が問題となっている事例と整理でき、公的機関による情報の取扱いの違法性を問うものと位置づけられる」と、この事件の大きさと広がりを鮮明にした。その上で、一審判決が（提供行為を断罪しながら）情報収集や保有の違法性を認定しなかった「甘さ」を批判し、控訴審において十分に検討されなければならない論点を論理的に明らかにしている。

弁護団では、實原意見書でも触れられている市民運動への偏見（※）につき、批判の主張を深める準備書面も検討している。

次回もこの訴訟の核心に迫る口頭弁論となる。そして次々回には証人申請をすることになるだろう。今年中にも大詰めを迎える見通しだ。

#### ※ 原審判決文より引用（下線は近藤による）

「原告らが過去に市民運動等を行ったことがあり、このような活動に関する知識及び経験を有していたことを考慮すると、上記勉強会等…をきっかけとして本件風力発電事業に対し反対する意見が強まり、さらに原告らが連携することにより市民運動に発展する可能性が皆無とはいえない。」「原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。したがって…上記のような万が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があつたことは否定できない。」

次回口頭弁論は、4月20日(木)14時～  
名古屋高等裁判所1号法廷で行われる。

運動面の情報、裁判関係の書面など  
《「もの言う」自由を守る会》HPに  
載せています。どうかご覧下さい。



# 星野獄中死国賠訴訟 国賠訴訟提起の経緯と現在の状況

## 1 国賠訴訟提起の経緯

2019年5月30日、午後9時44分、星野文昭は無念にも命を奪われた。28日、東日本成人矯正医療センターで、肝臓がん切除術を受け、順調に進んだとの医師の説明を受け喜んだが、翌朝「重篤」との連絡に急いでセンターに駆けつけた。病室での面会が実現し、ともに生きてきた35年の中で、初めて手を握り、文昭の胸に顔を埋めた。亡くなる一日前だ。成功したはずの手術で、なぜ死ななければならなかつたのか、不信に思い、原告となつて国賠訴訟をはじめた。

## 2 第14回口頭弁論

2023年2月16日、東京地裁民事14部(村主隆行裁判長)で星野国賠訴訟の第14回口頭弁論が開かれた。前夜から攻防が続く三里塚現地と連帯して、原告弁護団は攻勢的な闘いを押し進めた。

原告弁護団は、期日に先立つて、池田正行意見書を徹底批判する布施幸彦意見書と第8準備書面・第9準備書面を提出した。第8準備書面は、星野文昭の獄死を医療事故として報告したのかどうか釈明を求めるものだ。第9準備書面は、被告国の当初の主張と池田意見書の間にある矛盾の釈明を求めるものだ。

これらに対し、被告国は、前者には「必要な範囲で答える」、後者には「釈明の必要なし」と答えた。

直ちに岩井信弁護人が立ち、「被告国は準備書面(1)で出血性ショックを疑う臨床症状はなかつたと主張している。しかし、池田意見書では、手術当日の夜にDIC(播種性血管内凝固症候群)(※)による術後出血が始まつたと主張している。明らかに矛盾があるではないか」と追及した。被告代理人は、「立証責任は原告にある。その内容を見て必要があれば反論する」と居直った。傍聴席は怒りの声に満ちた。

※血小板が減少して血が止まらなくなる状態。

今後の進行に関して原告弁護団は、次回期日(5月16日)に柳沢裕子医師と肝臓外科専門医の再度の意見書、これを踏まえた第10準備書面を提出すると表明した。被告代理人は、具体的な立証計画を示さないまま、非公開

星野 晓子  
の進行協議を要求した。公開の法廷を恐れているのだ。

## 3 池田意見書批判

池田意見書が何を言っているのか、改めて見てみたいと思う。「自然崩壊型腫瘍崩壊症候群は、これまで世界に4例しか報告例がない。その稀なSTLSが亡文昭に起きた」、「亡文昭にはDICが起きていて、内科疾患であるDICの出血は漏出性出血であるから、再開腹しても、タンポナーデ効果が消失して、血が噴き出すような大量出血で術中に死亡していただろう」そう言っている。DICが起きていたかどうかは検査をしていないのでわからない。カルテにも書いていない。DICが起きていたとしても原因として考えるべきなのは、術後の再出血だ。文昭に確実に起きていたのは出血性ショックだ。再出血が否定できなければ、再開腹しなければならない。再開腹して止血しない限り救命できないからだ。

しかし、東日本成人矯正医療センターは、文昭が術後出血によるショックであり、その原因を追求しなければいけない状況なのに、輸液・輸血を漫然とするだけで、ショックの原因をきちんと追求せずに放置したのだ。文昭は、その後の経過からすれば、28日18時50分までには再出血していた。医療センターの過失は明らかだ。

池田意見書は、こじつけだ。文昭の取り出された肝臓がんの中には、自然崩壊型腫瘍崩壊症候群・STLSを示唆する組織所見は全く認められなかつた。文昭は、STLSを発症していなかつたと断言することができる。

28日18時50分、再出血していたかどうかも調べないで、DICで漏出性出血を起こしており、再開腹したら血が噴き出てきて死亡するから再開腹はすべきではないということは言えないことだと思う。

## 4 受刑者死亡の現状

東日本成人矯正医療センターでは、年間50人前後の受刑者が死亡しており、その死因が曖昧なまま葬られているケースも多いと聞く。伊藤耕さんの国賠勝利のように個別のケースでも、受刑者の医療の権利を認めさせる大きな力になったと思う。

# ～真剣みが足りないのではなかろうか～

湖東病院事件は、令和5年2月10日、進行協議及び口頭弁論が行われました（以下、この進行協議及び口頭弁論期日を「今回期日」といいます。）。

## 1 提出されなかつた被告滋賀県の再反論

令和4年11月24日の進行協議及び口頭弁論期日（以下「前回期日」といいます。）において、被告滋賀県は、その主張に対する原告の反論に再反論する旨宣言し、提出時期こそ明言しなかつたものの、今回期日までに提出できるよう努力するとしていました。

訴訟進行の遅延は、裁判所、原告、被告ら（少なくとも裁判所、原告、被告国）に共通する問題意識でありましたところ、今回期日までに被告滋賀県の努力の成果が見られるものと期待していましたが、無情にもその期待は裏切られ、被告滋賀県は何も提出しませんでした。

前回期日から今回期日までの2か月余りの間、被告滋賀県が、どのような努力を行って、どこまでの準備が進んでいるのか、裁判所にも、原告にも見えきません。

## 2 訴訟指揮にも問題あり

これまでに被告滋賀県が予定する主張を約束の日までに提出しなかつたことは、一度や二度ではありません。

今回期日までに被告滋賀県の再反論が提出されないことは、優に予見されました。それを「努力する」という言葉を信じ、あるいは、期待し、明確に提出期限を定めなかつた裁判所の訴訟指揮にも問題があるのではないでしょうか。

被告滋賀県が、いつまで経っても、事件に向き合はず、信義に従つて誠実に訴訟を追行しないのは、裁判所の生ぬるい態度にも一因があるように思ひます。

## 3 夏休みの宿題は…

美香さんは、意見陳述において、これまでにも予定する主張が期限までに提出されないことがあった経過の中で、今回期日までに被告滋賀県の再反論が提出されなかつたことに対して、「夏休みの宿題は小学生でも期限までに提出する」、「また県知事に謝罪させるおつもりですか？（私が）県知事に謝罪させる怖い人だと言われるから非常に迷惑です」と、皮肉を交えて痛烈に批判しました。

美香さんの言うとおりだと思います。被告滋賀県には、本件に対する真剣みが全く足りません。

冤罪被害者である美香さんが被告滋賀県の不誠実な訴訟追行のせいで「県知事に謝罪させる怖い人」と言われる所以はありませんが、被告滋賀県は、美香さんが怒らざるを得ない事態が生じてしまっていることを認識すべきです。

## 4 最後に

美香さんは、これまで何度も、口頭弁論において、速やかに訴訟を進めてほしいと意見陳述してきました。この意見陳述も、裁判所や被告滋賀県の心には届いていなかつたのかと思うと非常に腹立たしい限りです。裁判所には、今後より厳しい態度で訴訟指揮にあたられることを期待します。

弁護団は、次々回期日までに証拠の申出を行い、速やかに証人及び美香さんの尋問が行われるよう求めていく予定です。

次回：令和5年4月20日(木)

午前10時 進行協議期日(傍聴不可)

午前11時 口頭弁論期日(第7回)

次々回：6月22日(木)

午後1時30分 進行協議期日(傍聴不可)

午後2時30分 口頭弁論期日(第8回)

大津地裁1号法廷

# ◇産経新聞「名誉棄損」損害 控訴審第1回弁論

—— 被告側、三森の「手記」の一部提出、ねつ造は明らか ——

## ◇ 「旅券発給」国賠控訴審 控訴理由書の提出へ

よど号“欧州拉致”逮捕状の撤回を求める会事務局 井上清志

### 現在、ふたつの裁判を闘っている

ひとつは原告 K さん(帰国家族)の旅券発給拒否処分の取り消しを求める国賠(「旅券発給国賠」)。昨年(2022年)の11月24日に不当な「棄却」判決があり、12月7日に控訴した。

もうひとつは原告魚本公博さん(平壌在住)の産経新聞「名誉棄損」損害(「産経損賠」)。これも昨年9月27日に不当な「棄却」判決あり、10月7日に控訴した。

この二つの裁判は昨年、連続して一審で「敗訴」したことになるが、それぞれの原告は「判決には納得いかない」として控訴、その意思は固く、支援者とともに闘うことになった。これから闘いの舞台は、東京地裁から東京高裁に移った。

「産経」損害の控訴審・第一回口頭弁論(東京高裁第7民事部)は2月2日、東京高裁で行われた(詳細は下記)。「旅券発給」国賠の控訴審期日は未定である。

このほかにも、外務省に対して、26人の帰国家族(2001~2009年)の「帰国交渉(連絡)記録の一切」の情報開示を請求中である。これまでのところ外務省の開示資料は〈報道資料(『よど号』妻の旅券返納』等)〉のたった一枚に過ぎないが、今後、追加的に開示決定を行うという。

ふたつの裁判は、この国の「北朝鮮」外交政策(朝鮮敵視政策)のもとでの厳しい闘いが強いられているが、外交政策の転換があれば、容易に新たな局面が開かれたはずである。日朝国交正常化への出発であった2002年の日朝平壤宣言以降、日本政府はそれまでの朝鮮との交渉を蔑ろにし、逆に「拉致と制裁」を基調にした反北朝鮮キャンペーンを展開、安倍はこれを利用し日本国民を扇動し、約8年の長期政権を維持。

このなかで「亡命者」である『平壌 かりの会』会員を、架空の「北朝鮮工作員」に仕立て上げ、3人に「欧州拉致」逮捕状まで発出。この「工作員」らといまだ関係があり、「公安を害する」として原告 K さんの旅券発給を拒否。もし、2002年の日朝平壤宣言以降、日朝国交正常化へ向け具体的な交渉が続いているれば、旅券拒否もなかったはず、逆にこれを「国交正常化」のために利用していた可能性もある。この間の外交

不在こそが「発給拒否」や、ウソを書いても許される産経「ねつ造」記事を生み出している。

ともに困難な闘いであるが、ふたつの裁判では「事実と証拠」に基づき勝利していきたい。

### ■産経のねつ造記事を許さない「損害」控訴審

産経新聞のねつ造記事「よど号事件、拉致 私が防げたのでは 元警視、50年後の告白」という見出し記事(2020年3月30日付)に対して、平壌在住の魚本公博氏が「記事は事実無根であり、よど号グループを貶めるための記事」とあると「名誉棄損」で提訴。同記事は魚本氏が「公安と内通」していたかのように描く悪質なものである。

#### 控訴審 第1回口頭弁論

第一回口頭弁論が2月2日、東京高裁511号法廷で行われた。冬の寒さの中、代理人の山下幸夫弁護士ほか、傍聴には支援者8名が駆けつけた。原告(控訴人)は控訴状、控訴理由書など、被告(被控訴人)は三森と産経・加藤それぞれの控訴答弁書を陳述。更に原告魚本さんの陳述書を提出了。

#### 魚本さん陳述書の「一点」が効いた

陳述後、矢尾和子裁判長は、原告側の「三森の手帳及び手記(該当部分)」の文書提出命令申立書に対して「真実性の立証のために請求されているが、裁判所としては、控訴人は、三森氏とは一切会っておらず、虚構の事実を書かれたと主張されているので、会ったという外形的事実を立証するために取調べの必要があると判断」したと、被告三森の代理人に任意での提出を促した。

これは、任意で提出されない場合は、裁判所は「提出命令」をする、との“脅し”にも聞こえる。これに対して、被告三森の代理人は、「前向きに検討している」と洪々、これを認め提出することになった。原告側は、提出される証拠を見た上で、3月24日までに意見を述べることになった。

大きな前進である。3月13日の架空の面談を前提に組み立てられた記事は、そもそも虚構の産物であり、裁判所が、手帳及び手記(該当部分)を「取調べの必要があると判断」したのは当然である。「名誉棄損」に影響しないとし、取り調べもしなかった一審は「間違い」

であったことを控訴審の裁判長が認めたことは大きい。被告三森の代理人は「手帳そのものではない形で提出することを考えている」というが、果たしてどういものなのか。

### 裁判長の判断

控訴審の矢尾裁判長は一審に続き女性である。同裁判長は前千葉家裁所長、また、昨年10月、東京高裁で文春の「口利き」報道の「名誉棄損」損害賠償裁判(片山さつき原告)で逆転の賠償命令判決を出したことがある。逆転判決では「面会したとされる日は国会出席や出張のため、相談を受ける時間的余裕がなかった」「スケジュール確認などの十分な調査をしておらず、記事は真実と認められない」とした。まず、面会があったかどうかの判断をしたということだ。本件でも、「手帳及び手記(該当部分)」を見たうえで、「架空の面談」なのかどうか、判断したいということであろう。

### 人証申請(加藤氏、三森氏)を却下

一方、裁判所は、原告側が証人申請した①「虚偽=架空の面談」を利用し記事をまとめた加藤達也(元編集委員、現内閣情報調査室)、②被告三森貴一(元公安刑事)、の二人について却下した。とんでもない判断をしたものだ。少なくとも「手帳及び手記(該当部分)」の開示後に判断すべきではなかったのか、早すぎる判断に厳しく抗議したい。

### 控訴理由書、同補充書で新たな主張

原告の控訴理由書では一審判決には事実誤認と法令の解釈適用の誤りがあると詳細に批判しているが、さらに(1)「判断遺脱ないし審理不尽」の違法、(2)(3)「名誉感情侵害」による不法行為を新たに主張している。裁判所の判断が注目される。

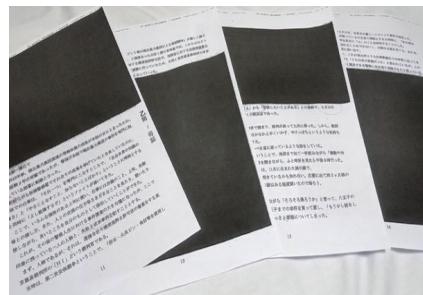
### 答弁書は従来の主張を繰り返すだけ

控訴理由書に対して被告は、三森の答弁書、産経・加藤の答弁書を、それぞれ提出、原告の新しい主張(1)(2)(3)にも反論しているようであるが、従来の主張を繰り返すだけ。産経・加藤の答弁書で、「架空の面談」記事については「記事は断じてねつ造ではない」としながらも「とりあえずこの点を描くとしても」と後退しているようだ。名誉棄損、名誉感情の侵害は、「具体的にどのような事実が摘示されたのか」という問題に集約され、事実と異なる内容を摘示すれば直ちに法的責任が生じるというものではないとして、判決には影響しないと強弁、この繰り返しである。

### 【速報】被告三森貴一の手記と陳述書を提出

被告は約束通り2月21日、被告三森の手記と陳述書を提出了。手記のもとになった手帳は見つからなかつたという(隠蔽工作か)。提出された手記は、100頁のうちの10~14頁のみ、しかも大部分は黒塗り、

本件と関連する部分を抜粋したという。ほかの頁や黒塗りは「左翼に知られては困る内容」で提出できないとう。



(提出された黒塗りの手記)

陳述書によれば、手記(2006年作成)は、日経新聞の「私の履歴書」のような自分史であり、手帳を参考し、在職中の事件やエピソードをまとめたようだ。「自分史」としてまとめたのであれば他人に読んでもらいたいということ、これの黒塗りや未提出はあり得ないことだ。三十数年分をまとめようと手記、その元となる手帳の紛失はあり得ないこと。いくらでも手記は「上書き」可能である。「3月13日に喫茶店で会った」「八王子の親戚に会うために切符を買ってやった」(原告には実際、八王子に親戚はない)とする手記、明らかにねつ造である。再度、証人申請して尋問する必要性がある。

第2回控訴審は4月13日 午後2時 511号法廷

### ■ 「旅券発給」国賠控訴審

控訴審期日は未定。近日中に控訴理由書を提出する予定。「旅券発給」国賠の控訴審では、えん罪である「欧州拉致」事件を前提に「外交(北朝鮮敵視)政策」優先で組み立てられた判決を再度、批判(争点化)していくことになる。また、判決は、原告の「公安を害する」とはおよそ無関係な帰国後の活動、特に看護師としての勤務生活についても「軽視」、切実な「人道的」な訴えも無視している。さらに、中山幸男氏が一審の証言のなかで明らかにした家族(26人)の帰国は、外務省(北京大使館など)の協力で実現したものであり、家族や子供たちを「人道的」にも受け入れ、帰国後の子供たちには現在、全て「旅券発給」がなされており、妻だけを「例外」とする理由はなく、控訴審では「人道的」にも許せないと“追及”していただきたい。

もうひとつ重要なこと。判決の暴論。判決では、平壌(かりの会)に対して「刑事手続を忌避し続けて」おり、帰国すれば面会できるではないか、妻たちを「北朝鮮に連れて帰り」とあたかも「拉致犯罪」であるかのよう意図的な事実歪曲を行うなど、何箇所にもわたって論理のすり替え、暴論を展開している。Kさんのパートナー(夫)は、判決文に沿って具体的に逐一反論、意見陳述書(書証として提出予定)としてまとめている。控訴審の闘いに注目していただきたい。

# 冤罪・人権関連 情報クリップ

2023年1月11日～3月7日

井上 清志

## ■ 死亡受刑者遺族が調査要請「体にあざ」

名古屋刑務所で刑務官22人が受刑者3人に暴行・暴言を繰り返していた問題に絡み、同刑務所で死亡した男性受刑者の弟と代理人弁護士が遺体に多数のあざなどがあり同様に職員から暴行された疑いがあると訴え、暴行・暴言問題を調べている法務省に調査を申し入れた。弟によると、死因は多臓器不全とされたが、遺族が不審に思い愛知県警に届けた。県警は司法解剖後、被疑者不詳のまま殺人容疑で書類送検し、名古屋地検岡崎支部が不起訴処分にしたとしている。(共同通信 1月12日)

■布川事件・桜井昌司さん東京弁護士会人権賞を受賞  
桜井さんが「第37回 東京弁護士会人権賞」を受賞。冤罪の原因と責任を問うべく国賠訴訟を提起し、勝訴したことや、ほかの冤罪をなくすための活動などが評価された。再審や国賠訴訟の間も、冤罪被害者を支援する活動を続け、桜井さんらの呼びかけで「冤罪犠牲者の会」が設立され、冤罪をなくす活動を続けると同時に、再審の証拠開示等の法制化を目指す「再審法改正をめざす市民の会」の共同代表も務める。受賞の挨拶で、「人権賞をいただいたので、がんばる余命1年の宣告からもう3年になるんですが、命がある限り声を上げ続けて冤罪犠牲者とともに日本の司法を変える先頭に立って行く」と力強く語った。(日テレ NEWS 1月12日)

## ■「米国圧力」実質審理へ「砂川事件」国賠償訴訟、元外交官の孫崎氏らを証人に採用

1957年に米軍立川基地に立ち入ったとしてデモの参加者が起訴され、最高裁で有罪が確定した「砂川事件」で、公平な裁判を受ける権利が侵害されたとした国賠訴訟の口頭弁論が、東京地裁であった。裁判長は原告側が証人尋問請求した元外交官の孫崎享さんらの採用を決めた。原告側は、実質審理に入るとみて評価している。一審(伊達判決)が日米安保条約に基づく駐留米軍の存在を違憲と判断し基地への立ち入り行為を無罪としたが、最高裁は一審を覆して有罪を言い渡した。当時の田中耕太郎最高裁長官が米側へ裁判の見通しなどを伝えていたことが米公文書で判明。元被告が刑事判決で精神的損害などを被ったとして国を相手に慰謝料などを求めている。(琉球新報 1月24日)

## ■ 性被害公表の元陸上自衛官・五ノ井里奈さん 国と加害者5人提訴

元自衛官の五ノ井さんが、加害者側で懲戒免職となつた元隊員の男性ら5人と国に対して損害賠償を求め、横浜地裁に提訴した。元隊員の5人には性的暴行やハラスメントによる精神的苦痛が生じたなどとして、連帯して550万円を支払うよう請求。国には、被害を申し出たのに十分な調査を行わず、再発防止策を取らなかつたなどとして、200万円の損害賠償を求めている。五ノ井さんは「裁判で争うことには抵抗があり、できれば闘いたくなかった」とした上で「反省していないと感じ、このままではハラスメント根絶は不可能ではないかと思った」と説明した。(神奈川新聞 1月30日)

## ■ 大分刑務所 受刑者を監視カメラ室に 国に賠償命令

大分刑務所で服役する男性受刑者が、1年余り監視カメラ付きの部屋に収容されたのはプライバシーの侵害だとして、国に440万円の賠償を求めた訴訟の判決が、大分地裁であった。武智舞子裁判長は「必要かつ合理的とは認められない」として、国家賠償法に基づき国に44万円の支払いを命じた。(朝日新聞デジタル 2月2日)

## ■「パワハラを訴えたら不当逮捕された」

### 男性自衛官らが国家賠償求め提訴

自衛隊でパワハラを訴えたところ、隊内の警務隊に不当に逮捕され、精神的苦痛を受けたなどとして海自横須賀基地に所属する男性自衛官と元部下の男性が計約1000万円の国家賠償を求める訴訟を横浜地裁に起こした。元部下は、勤務していた自衛隊横須賀病院で、曹長から当直勤務を周囲より多く命じられ、容姿などをけなされたため、男性自衛官に相談。曹長に対する懲戒処分申立書を海上幕僚監部などに送付。2人は警務隊に虚偽告訴容疑で逮捕された。横浜地検横須賀支部は、2人を不起訴処分とした。2人は訴状で、警務隊が犯罪の嫌疑について「相当な理由がないのに逮捕したのは違法」と主張した。「自衛隊内でパワハラのもみ消しがあると知ってほしい。なぜ逮捕されたのか、真実を知りたい」と話した。(東京新聞 2月6日)

## ■ 服役中死亡、国家賠償で和解

### ロック歌手遺族に4000万円

北海道の月形刑務所でロック歌手の伊藤耕さんが服役中に死亡したのは、刑務所や町立病院の対応が不適切だったためだとして、遺族が国などに損害賠償を求めた訴訟が、東京地裁で和解した。国がほぼ請求通りの4300万円支払う内容。町との間では和解が既に成立。伊藤さんは、覚醒剤取締法違反の罪で実刑が確定し服役中、激しい腹痛を訴え、町立病院で痛み止めの投与を受け、刑務所に戻った後、意識を失い、搬送先で亡くなった。監視カメラ映像では、苦しむ伊藤さんに職員が「この程度では病院に行かない」と発言した場面があった。妻の満寿子さんは「ひどい対応。耕はおかしいと思うことと闘ってきた人で、遺志を引き継いだ」と語った。(共同通信 2月7日)

## ■ 風俗嬢の支援活動に弁護士会が『人権賞』

### 法の下の“平等”や“幸福追求”権に寄与

性風俗業界で働く女性の相談や支援を行う新潟市のNPO 法人『風(ふう)テラス』が新潟県弁護士会の「人権賞」を受賞。新潟県弁護士会の人権賞は、基本的人権の保護や啓発活動などで優れた功績をあげた個人や団体を表彰するもので、『風テラス』は、悩みを抱えた女性が気軽に相談できる窓口を設け、食料支援をしたことなどが評価された。(新潟放送 2月 22日)

### ■ 小6 燃死再審無罪の国賠 大阪府が上告断念 母への捜査「違法」確定へ

再審無罪になった青木恵子さんが国と大阪府に損害賠償を求めた訴訟で、吉村知事は、府警の取り調べを違法と判断し、府に約 1220 万円の支払いを命じた大阪高裁判決を受け入れ、最高裁への上告を断念することを表明。青木さん側も府については上告しておらず、府に賠償を命じた認定内容が確定する。青木さんは刑事裁判で無罪を主張したが、2006 年に無期懲役が確定。府警と検察の違法捜査で約 20 年間の拘束を強いられたと訴え、高裁は1審・大阪地裁判決を支持し、府警の取調官が虚偽の自白を強要したとして捜査の違法性を認めた。吉村知事は「(青木さんは)無罪であったにもかかわらず、長期拘束されたのは申し訳ない」と謝罪。青木さんは国について上告した。(毎日新聞 2月 22日)

### ■ 日野町事件、大阪高裁も再審開始認める決定

酒店経営の女性が殺害され金庫が奪われた「日野町事件」の第 2 次再審請求即時抗告審で、大阪高裁は強盗殺人罪で無期懲役が確定し、死亡した元受刑者の阪原弘さんについて裁判のやり直しを認める決定をした。検察の即時抗告を棄却し、自白の信用性を否定して再審開始を認めた大津地裁決定を支持。第 2 次再審請求審では、「引き当て捜査」で県警が復路で撮った写真を往路の写真にして調書を作ったことが判明。「警察官が断片情報を与え、阪原さんとの間で正解に向かおうとする無意識の『相互作用』が生じ、案内できた」と自白の信用性を否定。取調官の暴行や脅迫の疑いを指摘して任意性も否定し、酒店に残された指紋などの間接証拠を総合考慮しても、犯人とは推認できないと結論づけ、無期懲役以上が確定した事件では戦後初めて「死後再審」を認めた。(京都新聞 2月 27日)

### ■ 「セクハラ申告、対応されず 2 次被害」

#### 女性自衛官が国賠提訴

同じ基地で勤務する同僚からのセクハラを申告したのに適切な対応をしてもらえないで 2 次被害を受けたとして、航空自衛隊の女性が、国に対して約 1168 万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。防衛省・自衛隊は、五ノ井さんの告発をきっかけに特別防衛監察を実施。女性も申告したが、「過去の事案」として調査対象とされなかった。女性は空自那覇基地に配属。男性隊員に「交際相手との関係に夢中で仕事がおろそか」という趣旨の性的な発言を繰り返しされた。被害を訴えたが聞き入れられず、那覇地裁に同僚を提訴。判決で「違法なセクハラ発言の可能性はある」としつつ、公務員の個人責任を問わないとする国賠法の規定を根拠に訴えを棄却。その後、対応を空自側に求めてきた。セクハラ

教育に関する文書に実名が記載されたこともあったといい、「被害者として保護もされなかつた」とも主張している。(毎日新聞 2月 27日)

### ■ ウイシュマさん入管死 映像 5 時間分法廷で上映へ

名古屋入管の施設で死亡したスリランカ人女性、ウイシュマさんを巡る訴訟で、名古屋地裁は、収容中の様子を記録した監視カメラ映像について、6月 21 日と 7 月 12 日に法廷内で上映することを決めた。上映されるのは、ウイシュマさんが亡くなった 21 年 3 月 6 日までの 13 日間、約 295 時間分を撮影したもの一部で、約 5 時間分の映像。国側は、地裁の勧告を受け、同じ映像を証拠提出していた。遺族側代理人の指宿昭一弁護士は「日付が決まったのはよかったです、時間がかかりすぎだ」と話した。(毎日新聞 3月 3日)

### ■ 神奈川県警の「被疑者ノート」黒塗り指示は違法

神奈川県警の留置施設で、弁護士と被疑者がやりとりするノートを警察官に閲覧されたうえ、被疑者が書き込んだ記述を「黒塗り」されたのは違法だとして、被疑者の国選弁護人だった弁護士が県を相手取り、計 350 万円の国家賠償を求めた訴訟。横浜地裁(波多江真史裁判長)は、原告の主張を認めて、計 25 万円の支払いを命じる判決を言い渡した。原告は、自転車を盗んだ疑いで逮捕・勾留された男性の弁護人で「被疑者ノート」を差し入れた。男性が面会に関する不当な処遇について書き込んだところ、警察官がノートを閲覧し、取り調べ内容以外を書かないよう指示、記述の一部を黒塗り。裁判長は「規律および秩序を害する行為や証拠隠滅の結果を生じさせる行為」など、「特段の事情」がない限り、被疑者ノートの内容を閲覧したり、取り調べ内容以外を記入しないよう指示したり、黒塗りさせることは違法と判断。(弁護士ドットコムニュース 3月 3日)

### ■ 日野町事件の再審開始決定 検察側が特別抗告

「日野町事件」で、大阪高検は、強盗殺人罪で無期懲役が確定した阪原弘・元被告=受刑中に病死=の再審開始を認めた大阪高裁決定を「承服しがたい」として、特別抗告した。再審開始の可否は、最高裁が改めて判断することになった。(朝日新聞デジタル 3月 6日)

### 【概評】(2023年 1月 11日～3月 7日)

◆ 服役中(月形刑務所)に死亡したロック歌手伊藤耕さん遺族(妻)国賠の和解(勝利)と感動的な妻のコメント、繋げたい星野さん(獄死)の遺族国賠の勝訴◆ 日野町事件で「死後再審」決定と許せない検察の特別抗告、3月 13 日には袴田再審の決定、司法の歴史的判断に期待◆ 「平和国家」の仮面を脱ぎ捨てた日本国。軍事大国化のなかで内部から現役自衛官のセクハラ・パワハラ国賠が相次ぐ。動揺する自衛隊、何よりも戦争しない「平和憲法」の原点教育が必要◆ 「砂川事件」国賠で元外交官孫崎享さんが証人、いまも米国からの圧力に自立できない従属国家日本、証言に期待◆ 祝! 桜井昌司さんに東京弁護士会人権賞

## 映画の案内

# 『REVOLUTION + 1』

監督:足立正生 脚本:井上淳一

2022年7月8日金曜日午前11時30分すぎ、その事件は起きた。安倍晋三元首相の銃撃暗殺事件である。その被疑者・山上徹也氏の半生と事件との関係、背景事情をモデルに描かれたのが本作だ。撮影は8日間、安倍国葬当日に短縮版を渋谷ロフト9で公開するという超特急の編集作業だったらしい。で、今回、完全版が3月11日、渋谷ユーロスペースで公開されるに至った。

川上達也は、中流以上の裕福な家庭で育ち、父親が経営する会社は順調で、優しい母親、頼もしい兄、そして可愛い妹に恵まれ、何の不自由のない環境だった。

ところが、人間関係や仕事に疲労困憊した父親が突然自殺。その時から運命が暗転する。兄は癌との闘病、転移による後遺症で片目を失明し、自暴自棄となる。妹は、急に貧困化した生活に戸惑い反抗的になる。母は、藁にもすがる思いで統一教会に入信した挙句、父が家族のために残した生命保険を教団の言うがままに献金し、すべてを使い果たし、遂には自己破産に陥ってしまう。達也は、大学進学を断念せざるを得なかつた。

そんな折、母親を奪還しようと教団施設に向かった兄が、教団職員により拉致されてしまう。最も親しく頼りにしていた兄だったが、絶望の結果、自殺してしまう。それ以降、独り長い間、真っ暗闇の中で生きてきた。希望をなくし真っ暗闇の世界を彷徨っていた日々…。達也はある日、自分を、家族を追い込み、すべてを略奪した元凶たる統一教会への復讐を誓う。かつての自衛隊時代の経験を思い起こし、目的の定まらないまま改造拳



銃の製作に自室で励む日々。孤独の中で達也は、「僕は星になれるのか」と自問自答する。

ちなみに、「星になれるのか」というのは、山上被疑者の父親が、テルアビブ空港乱射事件で自爆した、京都大学工学部時代の同級生で麻雀仲間だった安田安之、その彼らが「オリオンの三つ星」を目指していたことにかけているようだ。

そうしたところへ、突然、元首相が、自分が育った地方都市に選挙応援で街宣に来る情報を知る。7月8日早朝、身辺の整理をした達也は、意を決して静かに部屋を出る…。

憲政史上最長期の内閣を維持した元首相が暗殺されたとあって、自民党筋からは、「民主主義への挑戦」だとか「政治テロ」だとか、事件直後に喧伝された。だが、この事件の本質は何だったのか。山上氏が身柄拘束されている現状では、推測するしかないが、客観的には、山上の意図とは関係なく、逆説的な意味で「政治テロ」の様相を呈しているのが興味深い。というのも、事件の結果、安倍三代&自民党と統一教会とのズブズブの関係が世にさらされ、自民党の統一教会汚染が世の中に知らしめられたからだ。

再現映画だというそしりを免れない運命にあるこの手の映画。しかし、足立監督が、山上被疑者の心象風景をあれこれとたくましく想像し、創造してくれた。

ユーロスペースでの上映後の監督とのライブトークで東京新聞記者・望月衣塑子さんは、ラストシーンで監督が国葬会場の武道館を爆破するような演出をするのではないかと危惧し、再三にわたって、過激なラストにしないように藤原プロデューサーと共に注文を付けていたという。そんなことになっちゃうと紙面で記事化できなくなってしまったからだと明かし、会場を笑わせていた。

対して監督は、暴力は、完全肯定も完全否定もしないという立場から、いろいろな可能性を観劇者が想像し解釈してくれればいい、とコメント。その言葉通り、会場からは、様々な感想や質問が出た。

筆者としては、「閣議決定という横暴」により民主主義の過程を誰よりも破壊してきた安倍元首相が、非民主主義的手段により命を落としたという点、実に皮肉な結果と思うのだが、これを、表では嫌韓・嫌朝鮮を煽っておきながら、裏では、「反日教義」の統一教会とズブズブの関係で支えていた安倍元首相の将に「反日・国賊・売国奴」性と絡めてもつと強調し、犯行の動機づけに使って欲しかつた。

【猫次郎】